

栃木県職員ポータルサイト広告掲載契約書（案）

栃木県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、栃木県職員ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）を広告媒体とする広告掲載契約を次のとおり締結する。

（契約の内容）

第1条 甲は、ポータルサイトを活用し、乙が提出する広告を掲載し、乙は甲にその対価を支払うものとする。

（広告媒体の仕様）

第2条 甲が提供するポータルサイトの広告スペース等は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は令和〇年 月 日から令和〇年 月 日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、総額〇〇〇円（消費税及び地方消費税額に相当する額を含む）とする。

ただし、各月における支払額は、次のとおりとする。

令和〇（20 ）年度〇月 〇〇〇〇円（税込）

令和〇（20 ）年度〇月 〇〇〇〇円（税込）

（原稿の提出期限）

第5条 乙は、広告の原稿を、甲が別途指示する期日までに甲に提出するものとする。

（広告掲載基準等）

第6条 乙は、広告の原稿を作成するに当たっては、別途甲が定める栃木県広告掲載要綱、栃木県広告掲載基準及び栃木県職員ポータルサイトトライアル広告掲載要領（以下これらを「広告基準」という。）に従わなければならない。

2 甲は、乙から提出された広告の原稿を審査し、広告基準に適合しない場合は修正を求めることができる。

3 乙は、前項の規定により修正を求められた場合は、甲が別途指示する期日までに修正のうえ広告の原稿を再提出しなければならない。

（契約保証金）

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（変更の届出）

第9条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事

項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(著作権等)

第10条 乙は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約金額の支払)

第11条 乙は、契約金額を一括して前納するときは甲がポータルサイトに広告を掲載した初日から20日以内の甲が定める日までに契約金額の全額を、掲載月ごとに納付するときは甲がポータルサイトに広告を掲載した初日から20日以内の甲が定める日までに各月の支払額を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 乙は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げた場合、前項により広告料相当分を納付しなければならない。
- 3 乙が、第6条第3項の規定による広告の原稿の再提出をしないときは、甲はポータルサイトの広告スペースに乙の広告を掲載しない。この場合において、乙は、この分の広告料相当分を支払わないものとする。
- 4 前項の規定は、第6条第3項の規定により再提出された広告の原稿が、広告基準に適合しない場合において準用する。

(契約金額の返還)

第12条 甲は、第11条第1項により支払われた契約金額について、乙に返還しない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により、開庁日の1日以上終日（午前8時30分から午後5時15分までをいう。）全面停止した場合は、甲はその停止した日数をその月の開庁日の日数で除した値にその月の契約金額を乗じて得た金額を、乙に返還するものとする。

- 2 前項の規定による返還する契約金額には、利子を付さないものとする。

(遅延利息)

第13条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、第11条第1項に規定する期日までに契約金額を支払わなかった場合は、当該期日の翌日から起算して納付する日までの日数に応じ、支払うべき契約金額に対し、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した契約金額を、甲に支払うものとする。

(解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により通告し、この

契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) この契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (3) 乙若しくは広告主、その代理人又は使用人に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (4) 乙又は広告主に破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状況が著しく不健全となったとき。
 - (5) 第11条第3項又は第4項に当てはまるとき。
- 2 前項（第5号を除く）の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としないものとする。

（損害賠償等）

- 第15条 乙は、第11条第3項の規定により乙の広告が掲載されなかったとき（同条第4項で準用する場合を含む）及び前条第1項の規定により契約が解除されたときは、甲に対して損失補償を求めないものとする。
- 2 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第16条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（管轄裁判所）

- 第17条 この契約に係る訴訟については、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所において行うものとする。

（契約の費用）

- 第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

- 第19条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

（補則）

- 第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃 木 県
知 事 福 田 富 一

乙 ○○○○
株式会社○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

広告掲載仕様書

- 1 広報媒体 栃木県職員ポータルサイト
- 2 広告スペース
1 枠 350 ピクセル×350 ピクセル（横×縦）
- 3 データの色
カラー
- 4 栃木県職員ポータルサイトの概要
 - (1) 概要 県職員が内部事務等を行う際に利用するシステム（職員のみ閲覧）
 - (2) 端末数 栃木県職員端末約 5,800 台
（内訳 知事部局：約 4,700 台、企業局：約 100 台、教育委員会及び県立学校：約 900 台、警察本部：約 100 台）
- 5 データ
JPEG 形式
容量：300K B 以下
- 6 広告原稿の制作等
栃木県広告掲載要綱、栃木県広告掲載基準、栃木県職員グループウェア広告掲載要領及び令和 7（2025）年度栃木県職員ポータルサイトトライアル広告募集要項を遵守すること。
- 7 原稿の提出期限

令和 7（2025）年 12 月掲載分	令和 7（2025）年 12 月 10 日（水）
令和 8（2026）年 1 月掲載分	令和 7（2025）年 12 月 22 日（月）
令和 8（2026）年 2 月掲載分	令和 8（2026）年 1 月 23 日（金）
令和 8（2026）年 3 月掲載分	令和 8（2026）年 2 月 20 日（金）
- 8 提出場所
宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課
メールアドレス：gyokaku@pref.tochigi.lg.jp

別記

暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 乙が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 上記1に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に通報すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。